

# 第4回座間味村議会定例会

## 第1日目

12月18日

平成25年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月18日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成25年12月18日 午前10時30分 議長宣言		
	閉 会	平成25年12月18日 午後3時42分 議長宣言		
出 席 議 員  (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員  (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	金 城 勝 英 (午前)		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 弘 昭	6 番	宮 里 清之助
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	公 営 企 業 課 長	宮 平 正 則
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	宮 平 真由美		
	住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美		

# 平成25年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年12月18日午前10時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第51号～議案第63号まで）
7	議 案 第 5 1 号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
8	議 案 第 5 2 号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
9	議 案 第 5 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 5 4 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
11	議 案 第 5 5 号	座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
12	議 案 第 5 6 号	座間味村課設置条例の一部を改正する条例について
13	議 案 第 5 7 号	南部広域行政組合格約の変更について
14	議 案 第 5 8 号	工事請負契約について（平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区））
15	議 案 第 5 9 号	工事請負契約について（平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事）
16	議 案 第 6 0 号	平成25年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
17	議 案 第 6 1 号	平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
18	議 案 第 6 2 号	平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
19	議 案 第 6 3 号	平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成25年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城弘昭議員及び6番 宮里清之助議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元にお配りしたとおりの報告であります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成25年9月28日～12月18日まで

10月 9日	南部地区市町村議会議長会役員会（八重瀬町）
10月12日	座間味校運動会
10月16日	南部離島町村長議長管内離島行政視察研修（久米島町）
10月16日	例月出納検査（平成25年度6月、7月分）
10月29日	県町村議長会理事会及び総会（自治会館）
10月30日	県町村議会議員及び議会事務局職員研修（本部町）
10月31日	県離島振興市町村議長会総会（伊平屋村）
11月 1日	県離島振興市町村議会議長会行政視察（伊是名村）
11月 6日	第4回臨時議会
11月11日	南部地区市町村議会議長会役員会及び臨時総会（自治会館）
11月12日	離島振興市町村議会議長全国大会（東京）
11月13日	町村議会議長全国大会（東京）
11月14日	南部地区町村議長行政視察研修（静岡県）
11月15日	離島フェア2013開会式（沖縄セルラーパーク那覇）
11月20日	町村議会事務局職員視察研修（与那国町） 町村議会事務局職員視察研修（石垣市）
12月 2日	町村議長会定例役員会（自治会館）
12月11日	全員協議会
12月18日	第4回定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

## ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今年も1年お世話になりました。今年最後の議会でございます。よろしく願いをいたします。

それでは平成25年第4回座間味村議会12月定例会行政報告でございます。平成25年第3回座間味村議会定例会以降の主な事項についての行政報告は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

## 行 政 報 告

平成25年12月18日

平成25年第3回座間味村議会定例会（平成25年9月26日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成25年	9月30日	中央環境審議会現地視察受け入れ（10. 1午前中まで）
	10月11日	座間味島海神祭
	12日	座間味校運動会、阿嘉・慶留間納涼祭
	16日	南部離島町村長議長連絡協議会
	17日	RBCラジオ収録、南城市商工会役員会研修会
	18日	沖縄県港湾協会通常総会
	20日	立漕人CUP
	28日	渡嘉敷村との意見交換、船舶建造委員会（那覇）
	29日	OCVB会長訪問、消防通信指令施設等に関する経過説明会
	30日	町村長行政視察研修（金沢・富山）11. 1まで
11月	2日	ファン感謝月間イベント参加
	4日	かすみがうら市長一行来訪
	6日	臨時議会
	7日	WWフェスタ協賛挨拶（11. 8まで）環境省沖縄那覇事務所面談
	8日	南部市町村会定例総会
	9日	ファン感謝月間イベント参加
	11日	OCVB事務調整
	13日	平仲社長来訪
	14日	沖縄ツーリスト東所長面談
	15日	離島フェア2013オープニング
	19日	那覇地方法務局来訪
	20日	全国町村大会、金城OCVB東京事務所長面談
	21日	簡水全国大会、観光所在町村全国大会、ソニー企画佐藤氏面談、兼元氏面談
	22日	環境省面談、しながわ水族館あいさつ
	23日	アイランダー2013オープニング参加
	27日	神奈川県慰霊祭、沖縄県地域振興対策協議会、沖縄県町村会定期総会
	29日	地域政策に関する市町村説明会
	30日	阿嘉老人クラブ忘年会、ファン感謝月間
12月	3日	時事通信社野口支局長来訪

平成25年12月	4日	日本クルーズ客船松井副長来訪
	9日	新春番組収録
	10日	ソニー企業佐藤氏面談
	11日	ノルディックウォークモニターツアー参加
	13日	沖縄県小児保健協会来訪
	16日	OCVB事務調整
	18日	12月定例議会

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

トップバッターで一般質問を行いたいと思います。久しぶりに傍聴人も参加されているということで、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

まず去る9月議会の一般質問において、私からは国立公園の指定に向けて、限られた時間内におき、行政と村民と一体になり、村一円で指定に向けて取り組むべきことが多くあると考えられますと質問いたしました。今回も同様に関連した質問であります。今回は衛生とリサイクルという観点から質問させていただきます。

それでは、まずは生ごみの処理について伺います。国立公園の指定が秒読みで近づいており、環境省を含め、多くの関係機関等との日程調整が忙しくなっているかと思えます。このような中、村内の景観や生活環境の保全及び公衆衛生の向上について、行政や村民が果たす役割をいま一度確認し、自覚と誇りを持って国立公園の指定に向け取り組んでいかなければならないと思えます。生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには、廃棄物処理についても同様と考えられます。現在の生ごみの収集方法と処分方法について伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、座間味島における収集方法なんですが、一般家庭から出る生ごみについては、ごみステーションに設置している生ごみ専用容器に水を切って入れ、回収した生ごみはクリーンセンターにて、さらに専用容器に移し、乾燥させ処理しています。事業所から出る生ごみについては、直接クリーンセンターに持ち込み、同様の処理をしています。一方、阿嘉、慶留間島においては、ステーション方式でないため、ごみ収集については、各家庭、収集日に水を切った生ごみをふたつきの容器に入れ、それを各家庭から回収し、回収した生ごみは専用容器に移し乾燥させ処理をしています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

座間味島と阿嘉、慶留間では収集方法が違うということですね、それでそれぞれの最終的な処分、収集したのは方法が違います。座間味における処分ですが、これがいかにかなものかなと感じております。家庭や

事業所から出る生ごみについては、まずは処分方法に問題がないか。阿嘉のほうは水を切って各家庭前にある生ごみを特別な容器に入れて処分場へ持っていつているということですが、特に座間味では、今言われたように、家庭はステーションへ集める。事業所は処分場へ持ち込みをする。事業所から持ち込まれたごみが、夏の繁忙期には、現場の担当者から聞いたら、ドラム缶の3本、集まるそうです。それを含めても夏の、特に忙しくないときには2本強、2本超えて生ごみが集積されます。その量の生ごみが集積されると処分と追いつかない。一般ごみやリサイクルごみ、資源ごみは、沖縄本島へ搬出する、彼らにとっても方策が見えているんです。これはこれぐらい集まれば沖縄本島へ持っていける。ところが生ごみについては、どんどん、どんどん持ち込みされます。ところがこれが、夏には。下からはネコ、上からはカラス、陸軍、空軍の敵が多いんですよ。これで腐っていく、今度はハエが来る。もうこれの繰り返しで、それでなぜかという方策がないから、このごみを、ちょっと言い方悪いですけども、汁もポトポトしている状態でドラム缶2、3本があり、更に翌日も、3本来るんですよ。どう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

おっしゃるとおり私も現状は承知しておりますが、現在のやり方、これについて改善が必要かなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

行政と村民が果たす役割の中に、これがひとつ大きな意味を占めていると思います。別に行政がどうのこのじゃなくて、私たち住民も家庭から出る生ごみを先々どうすればいいかと一緒に考えるべきです、一番いいのは堆肥づくりなんですね。堆肥にできない生ごみとは、腐敗してしまった家庭ごみ、台所ごみ。あそこにドラム缶3本、あれ腐敗してしまっているんですよ。だから堆肥には使えない。それで腐敗する前にどうか、例えば漁協から出る魚のゴミもありますよ、これ翻訳で何と言うのかな、骨類も、ああいったもの全部集積して、生ごみも腐敗しない前の台所ごみ、それもうまく利活用すればいい仕組みができるんじゃないかなど。以前に南部で調整監も産業振興課長も議員も見学に行きました、生ごみ処理機。それから渡名喜島で現在稼働しています家庭から出る生ごみはすべて堆肥。これについて以前に見に行った産業振興課長、その後、進展はしているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この生ごみ処理機につきましては、一括交付金等で設置できないか。これまで検討してきましたが、同じことが何度も続いておりますので、これにつきましては次年度の一括交付金事業で生ごみを堆肥化できるごみ処理機の導入を考えています。それで生ごみ処理機を導入することによって、悪臭等の衛生的な面、それが改善され、また堆肥化することにより、農業振興にも寄与できるものと。まさにこれを入れることによって一石二鳥だと考えておりますので、ぜひ導入ができるよう取り組んでまいります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

欲を言えば、座間味島、阿嘉島にそれぞれ必要なんですが、特に座間味島の事業所の生ごみ、家庭ごみが

多いので、それから阿嘉の場合には水を切って、各家庭が、家の前に置いているということなので、あれはもし、事業費やら、経費のことで無理がありましたら、座間味に置いて、阿嘉から回収してくる方法もあると思います。できれば2カ所に置けばうまく回転するんじゃないかと思いますが、これもすべて観光産業の振興といえ、いつも集客とか施設の整備に目が行きがちなんですけれども、こういった、我々が住んで、我々が生活している生ごみの処理からきれいにすれば、おのずと観光産業の根っこを支えている部分になるので、ぜひまい具合いのリサイクルシステムとして生ごみの処理、そして悪臭の防止に役立てていただきたいと思います。

ついでに、関連して質問します。今、個人から出た枝打ちとか草刈り、公共工事、今盛んに阿真道、阿佐道、それからいろんな道路に人夫が出て、清掃しています。非常にきれいになっているんですけれども、そういった草刈り、それから公共工事はもちろん、個人の住宅の改築とか、出た廃材、それはどこに集積されているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

草刈り作業で出た後の草とか、家庭で掃除した雑木とか、それとあわせて廃材ですね、それについては旧ごみ捨て場、阿佐集落に行く途中にある旧ごみ捨て場に今置いていますけれども、この廃材のような一般廃棄物等につきましては、クリーンセンターに搬入できないごみとなっています。そのため、今、村では廃材については回収はしておりません。これは買ったところに引き取ってもらうか、あるいは専門業者へ処分をさせるかということになりますが、現状では、個人での処理が非常に厳しいことから、それに伴って不法投棄等も考えられるということで、今、旧ごみ捨て場跡に一時集積をしているのが現状です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の座間味島の場合、これは村一円、すべて、本来、廃材とかは個人が責任を持って処理すべき。ところがそうするとあっちこっちに放置されがちだから、便宜上、旧ごみ捨て場に集積させていただいているということですね。国立公園といえば、高月山の第2展望台から望む古座間味ビーチが代表される写真になるでしょうね。その第2展望台から廃材の集積所が眼下に見渡せるんですよ。ましてや、そこにおろしている作業中の人がいればもうみっともない景色ですね。村はこれで環境保全とかリサイクルとか、よく国立公園ができるものだなと思われまますよ。それを見た人は。私も何度か現場でドシドシおろすのを見たことがあるんですけれども、これも釘もそのまま、ボルトもそのまま、とりあえず自分の家から撤去すればいいという意識の強いのがたくさん見られます。畳もある、廃材もある、大木もある、もちろん燃やす草もある。とにかくたくさんの種類が集積されています。いっぱいになれば、ブルか何か、ユンボで押し出して、またスペースをつくって置いているんですが。先ほど言いました、生ごみのリサイクルという観点からすれば、この廃材も十分使えるものですよ。そこで、ぜひクリーンセンターの近くに廃材置き場、これは行政事務じゃなくても、山の上に置かずよりは、片づけるという観点からクリーンセンターの隣に置かせてもらって。ところが置く人も、先ほどから言っているそれぞれの役割があるので、釘は全部抜いてください。釘はクリーンセンターが引き取りますので、釘、ボルト類を全部抜いて、もしもらう人がいれば、そちらからどうぞみtainなことがあればですよ、廃材のリサイクルにもなります。それから草、たくさんの草があるのです。あれも見ようによってはもったいない。それもクリーンセンターのそばに、先ほど言っている生ごみ処理機ができるんだったら、草と生ごみとをミックスすればいい堆肥ができると思うので、あれももったいないと思うの

です。そういったことで、その眼下に見渡せるこの集積場をどうにか整理したいと思うのですけれども、最後にどうぞ。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

大城議員がおっしゃるように、大変景色のいい展望台から最初に見えるのが廃材ということになると、景観上、大変支障があると思います。それで御提案にありますとおり、まずこの廃材の一時集積場、これについてクリーンセンター近くで、さらに景観上、支障がないところを選定して置けないか、その対応をしておきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

課長からは議会の中で来年度の一括交付金で生ごみ処理機の導入を考えていきたいという考えをお伺いしました。とてもうれしく思います。

最後に村長に、先ほど来の生ごみの処理の方法とリサイクルの方法、そして廃材の置き場、リサイクルについて考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず生ごみにつきましては、本村にとっては長年の懸案事項の一つであったとらえております。なかなか御指摘をいただきながら、あるいはいろいろといろんな施設の見学をさせてもらいながら、いまだに設置に至っていないということに関しましては、行政としても早くしなければいけないと考えていったところでございます。一括交付金がしっかりと活用できる環境が整ってきました。一括交付金で採択できるかどうかというところは、まだ多少の疑問は残っているところでございますが、しっかりと予算をつけて、一つ一つ課題の解決に向けていきたいと思っておりますし、またリサイクルに関しましても、非常に座間味村にとっては有益な話になるのかと考えております。その辺もしっかりと担当課のほうで頑張っていたきたいと思っておりますし、この辺は、予算編成の今まただ中といいますか、最終局面に来ておりますが、その中でしっかりとやっていきたい、課長のほうからも話がありましたので、この予算編成に関してもまた3月に皆様方をお願いをすることになるかと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

そして最後の廃材の件、その辺に関しましては、過去に私も主管課のほうには指摘をさせていただいておりまして、その場所の選定で苦慮しているという、これまでの過去がありましたので、議会で指摘をされたからというわけじゃないんですが、できるだけ早いうちにしっかりと場所を選定させていただいて、おっしゃるような、リサイクルができるような環境を含めてつくっていききたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すべて国立公園のニュースが飛び込んできて、これにかかわるたびにそれに向けて村民の果たす役割、行政の果たす役割ということで考えが、いろんなものが改善できるのではないかと思います。特に生ごみについては、きょうは子供たちも傍聴に来ていますが、子供たちにとっても公衆衛生の面から、それから観光を支えている根っこの部分として、自分たちが出す生ごみの行方がどうなるかということも勉強になる

と思います。ここは村長が考えている環境の村、座間味村ブランドということのつくり、ぜひこの仕組みが役立っていければ。そして取り入れていただきたいと。私の一般質問はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで大城晃議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私の一般質問は、第1にエコツーリズムの条例についてということになっておりますが、9月定例会でもエコツーリズム条例は早目に設定しないと国立公園との整合性がなくなってくるということで話をしましたところ、12月には何とか提案できますという話をしていましたけれども、今度出ていないということは、進捗していないのかなということでお聞きしたいと思います。今、臨時議会でもいいから出せるぐあいのところまで来ているのかと思うんですが、進捗状況はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

エコツーリズムに関する御質問にお答えします。まず、去る10月に渡嘉敷村との合同会議を開催しまして、これからの取り組みについて確認をしたところでございます。また11月下旬にダイビング協会会長への取り組みについての説明をしまして、今月15日に阿嘉、慶留間ダイビング協会との意見交換会、それから16日に座間味ダイビング協会との意見交換会を実施しております。それで来月、1月に両村ダイビング協会、それから沖縄本島のダイビング協会代表者とのワークショップを開催しまして、エコツーリズム法の運用の課題と、それからルールづくり等について骨格を固めていく作業を実施する予定です。その後、保全利用部会を開催し、共通ルールに向け調整をしまして、素案が固まり次第、条例とすり合わせ提案をいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今年の初めにも言いましたけれども、渡嘉敷村が予算化していなかったということでおくれますという話が、結局1年ずれたということになりますよね。取り組みが遅いということになるんですよ。エコツーリズム法での条例というのは海だけの問題ではなくて、陸上の問題もありますよという話を私はずっとしております。それはどういうことかと言いますと、今、村長も一所懸命努力されて、国立公園を3月いっぱいやるということで詰めてきていますけれども、その国立公園もやっぱり海だけじゃなくて、陸上も見るので、先ほど大城議員からも話がありました、生ごみ。観光地の近くで臭い、汚い、そういう状況ですよ。お話にもありましたけれども、調整監も、課長も、議員全員も本島南部のほうに行くと、その機械もちゃんと見ました。非常にいいですね。それで私の質問に対し、次回の一括交付金でこれは何とかしましょうという話をしていましたよね。ところがふたを開けて見ると、何か生ごみ処理機がチリメーサーに変わっていましたよね。今回も3月の予算でしっかりしますと言いますが、そこで何か変わることはないですよ、ちゃんとしてくださいよ。それともう1つ、今、廃材の問題がありました。去年ですか、阿嘉では、この廃材置き場に火をつけて、風の強いときに火をつけてしまって、原野火災がありました、そういうことは又起こり得ることですから、早目にエコツーリズム条例もやって、その中でごみ処理の方法まで定めていってもいいんじゃないかと思います。3月までには出せそうですか。3月定例会で提案できそうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

先ほど進捗を説明しましたが、これからワークショップというのを開催しますけれども、渡嘉敷村、それから座間味村で。その後、全体で、協会のルール検討、これが2月。3月の初旬あたりまでルールについて調整する事項がありますが、予定どおり行けば、ぎりぎり提案できるのかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私さっき予算の話をしましたけれども、その予算というのは、来年の3月いっぱいですよ、今年度ですよ、平成25年度で終わりですよ。ということは、3月いっぱいまでに条例を出さないと、また新しく予算つくって、エコツーリズム法に関連した業務委託が必要になってくるということになりますけれども、それをどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

委託していますので、委託先とは今おっしゃったように、そういうことにならないように、今、渡嘉敷村と合わせて3月中には提案できるように、今努力しているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

十何年前から、20年近く前からこうやってエコツーリズムに向けた事業を、島の事業者がやっていますので、行政もそれに絡んできていますので、これがあんまり長引いていくと、何と言うんでしょう、みんなやる気なくなってきましたので、ここまで来ましたから、せっかく国立公園があるんだから、これの中で、国立公園法だけじゃなくて、自分たちで決めたルールというのをしっかりしておかないといけない面がありますので、私、何回も話しておりますけれども、国立公園化したのはいいけれども、例えば自然遺産とかになったところは、自主ルールがないがために観光客がどっと集まって、結局何と申しますか、荒らされて、終わっちゃったという部分も結構ありますよ。そうならないためにも、ぜひとも自分たちのつくったルールをきちんとしていないといけませんので、それはできるだけ急ぐようにしていただきたい、そう思っています。エコツーリズム条例についてはこの辺で終わらせていただきます。

次、2番目、これは以前に何回も議会で取り上げております。鹿対策の問題です。阿嘉漁港内には橋の下にはパークゴルフ場もありますし、子供たちの遊具もあります、遊び場もありますね。そこに毎晩、鹿が会議をしているのか何かわかりませんが、集まって、ふん尿をしていきます。そこでパークゴルフ場もふんだらけ、遊具の周辺もふんだらけです。だから何とか鹿が入らないように柵を構築してくださいという話を、私は何回もしました。今、担当課長は変わっていますが、非常に衛生的にも悪いということで、当時、住民課長でありました宮平総務課長がお答えになったのは、何の意味をなしたのかわからないけれども、竹ぼうきがたくさんありますという話がありましたので、当時の総務課長は違う人がやっていたので、予算が多分立てられなかったんだろうと思います。この不衛生な状態、私もこの寒さの中、二、三日前に向こうを通りましたが、やっぱり子供たちが遊んでいるんですね。ふん尿だらけのところ座って遊んでいるわけです。そういうのを見たときに、やっぱりこれは一刻も早く何とかしないとイケないなと感じたんです

が、これはどうしても公園ですから、管轄は産業振興課と言っていましたけれども、でもこれは健康被害に関することでありますので、それで住民課にお願いしたんですよ。だから両方で話し合いをして、どちらが作業をするかは別としまして、予算化するのを別にしましても、健康被害、子供たちを衛生的に遊ばすと。パークゴルフ場も、パークゴルフをやっているのを見ていると、鹿のふんを避けて歩いていくんですね。本当は真っすぐ歩きたいんだけど、それで長く歩くから健康になるというわけでもないわけです。真っすぐ行くのをちょっと長く歩くから足腰がよくなるというわけじゃないんですよ。非常に衛生的に悪いので、終わって座談会したいけれども、鹿のふんがあるから場所を移動するという、そういう状態です。だからこれは住民課に関することですので、住民課長、住民課長はこの話は聞いていませんでしょうけれども、今後、それに対してどうするか、来年の予算に向けても、総務課長も事前にわかっていますので、予算を上げればオーケーすると思いますので、その辺、どう考えていますか。住民課長のほうで。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

それでは私のほうから、住民課として、やはり今、おっしゃるとおり、公衆衛生の向上は非常に大切だと思います。私も阿嘉に何回か足を運んで、公園に子供を連れていったことがあるんですけども、鹿のふんを確認して、大変だなというのは非常に感じているところです。今すぐ、私のほうで予算立てというのは厳しい状況ですので、総務、また産業振興課ですね、公園の管轄は産業振興課が見ておりますので、私たちにできる、住民課として衛生面については保健師の知恵も借りて、アイデアを出して、一体化して進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ住民課長はすぐには予算立てできないという話をしておりますけれども、村長、村長のお考えをちょっと。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず最初に、うちの住民課長からあった回答なんですけど、予算立てすぐにはできないというのは、主管課がしっかりやるべきだというとらえ方だと私は思っております。住民課からは主管課のほうにしっかりと現状を伝えて、そちらで予算を立てるとのことだと思っておりますので、全く予算を立てられないということではないと認識をしております。それを先にお答えさせていただきまして、現状、私も把握しております。ましてやまた、みつしまが運航するようになって、シマンチュ料金もできるようになりまして、座間味の島からも相当な子供たちが遊びに行っているという現状も把握しております。なかなか予算立てができないところ、大変申しわけなかったなと思っておりますが、大分財政状況もよくなってまいりました。あるいは離島の特殊事情をかながみて、一括交付金という話もできるかもしれません。その辺も含めて主管課、あるいは住民課等々も含めて、しっかりと方向性を導きを出してきまして、新年度予算でどこまで今、対応しているのかというのが私も把握をしておりますが、できるだけ早い時期に考え方というのをお示しできればと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

### ○ 3番（金城善昇議員）

しっかり予算立てをして、やっていただきたいと。これははっきり言いますが、私は何回も何回も同じことを繰り返しているのも、本当に非常に嫌なことで、せめて3回までに抑えたいぐらい。なんだけれども、もう10回も20回も言うのも嫌なんです。これは何でかといいますと、何でそう10回も20回もやらないといけないかといいますと、私が一般質問でやりますと、やったところで、こっちは現状から離れているものですから、島へ渡っていきますから、なかなか調査していないんですね。役場の中じゃないものですから、鹿の問題がほとんど座間味とは関係ないと思っている部分があるんじゃないかと思っているんです。これは鹿に関しても、イノシシに関しても、最近、イノシシが座間味島に上がって、その辺を荒らしているというの聞いていますのでね、これも産業振興課、忙しくなると思いますが、鳥獣被害がこれ以上ひどくならないように調査を早目、早目にやってください。座間味の部分、私、確認はしていませんけれども、飛行場にイノシシが上がった場合には、きょう午前中欠席されている同僚議員が目前で見ていたから絶対いるとわかって、すぐ対策しなさいということでやりましたけれども、今回はまだ見てはいませんが、でも調査はしてくださいよと、ダイビング船が、イノシシが泳いで座間味に上がるのを見えていますからということをお前は、そのときにも話していますけれども、調査もしていないと。だったら被害があるかないかもわかりませんということになっているわけですからね。これと同じように鹿、イノシシは座間味でも害獣になるおそれがたくさんありますので、鹿もふえ過ぎたら、緑地公園に鹿のふん害が出始めたら、阿嘉のあの大きさは全く違いますから、大変な状況になりますよ。子供たち、倍以上いますけれども、観光客もそこで遊んでいますから、こういうことが起こらないようにということで前もって対策も必要ではないかと。調査は入れるようにしてください。予算化は、産業振興課と住民課でしっかり話し合っ、3月に出されましたら私反対しませんので、もろ手を挙げて賛成しますので、起立してもいいです。予算化してください。実際、あれですよ、阿嘉の小学校、中学校、何回も言ったことで教育委員会が動いていただいて、やっと去年から阿嘉の学校に花が咲くようになりましたのでね、門のところ。門扉をつくったおかげで。それまではグラウンド中に夜、鹿が十何頭、草を食べて、その後にはふん尿が残ってという状況が続いていましたけれども、あの門扉と柵をしたおかげで、子供たちが花を植えたら、花木、苗を植えたら春には花が咲きます。以前は咲いていませんでした。鹿がごちそうさまと言って、判子を押しして帰っていましたのでね。これは港も同じですから、公園と位置づけていますので、しっかりやってください。これは来年3月に予算化するということでもありますので、先には伸ばさないでください、来年、梅雨に入る前に工事が行われるようにお願いします。

次、3番目、座間味幼稚園の現状と慶留間幼稚園が休園になっていますけれども、これについて今後どうされるのか。現況報告は課長のほうでお願いして、慶留間幼稚園の再開についてどう考えているのかは教育長のほうで答えたいと思います。よろしくお願いします。

### ○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

### ○ 教育課長（野崎 進）

それではただいまの質問にお答えします。座間味幼稚園についてですが、12月現在、園児は年長組が7名、年中組が8名、年少組が8名、計23名が在籍をしています。年長組と年中組は複式で1クラス、年少組は単式となっています。職員については1人欠員がありまして、本務1名、臨時職1名、臨時の支援員が1名、計3名で頑張っているところでございます。給与については、臨時職員及び支援員は時給の780円を支給しています。

### ○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

本職1名、臨時職1名とあと支援員で3名となっていますけれども。本来は本職何名ですか、本職は1名ですか、もともと本職は1名で。今、現況の職員は足りていますか、定数といたしますか。足りている状態になっていますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

昨年の6月に退職した人がいまして、1人欠員の状況になっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは前に、9月でしたか、6月でしたか、宮里議員が聞いたときに欠員でしたよね。その後から募集するという話があったんですが、募集したんでしょうか。募集はしたけれども、応募がなかったのか。その辺の話をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

退職した後で募集を3回しております。6月に1回、8月に1回、11月に1回募集しております。でも応募者がありませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

応募者がいないということは、ここに資格を持った人がいないということになるのか、これは島内だけで募集をかけた結果がこうなったんですか。それともほかにも声をかけたのはあったんですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

島内でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

島内でやって応募がないということは、やっぱり資格がないから応募に応じないというふうにはならないかと私は考えているんですけれども、有資格者がいなければ応募する人いませんからね、その辺は調査したことがございますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

調査したことはあります。たしか座間味村でも何名か資格を持っている方はいらっしゃいます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

有資格者はいる場合、いるけれども応募してこないということは、そこに何か問題が、例えば給与の問題とか、そういうのが絡んできているのかなという原因はありますよね。その辺は聞かれたことはないですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

給与とか、ほかの面でもいろいろ問題点はあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その場合、やっぱり欠員のままやっているというのは、職員も厳しいでしょうし、それによって何か問題が発生した場合には教育委員会も、職員も、教育長もかなり厳しい状況になり、困ると思うんですよ。それに対してPTAとか学校、園長との話し合いというのは、何度か会議とか持たれたことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

学校長、園長とは何回もメールとか電話でやりとりはしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ただ給料だけの問題ではないと思いますので、地域含めた問題として取り上げていかないといけないんじゃないかなと思うんです。私も阿嘉島に住んでいますので、座間味の現況というのは余りわからないものですから、なかなか一緒になってこう話をする機会もありませんが、私も話を聞けば何かいい手はないかという話し合いはできると思うんです。だから議会にも、皆さんのほうから投げかけて、こういう問題があるので話し合いをしてくださいということで、議会のほうに投げかけも必要じゃないかと私は思うんですが、今後そういう話し合いの場に議員代表としてだれかを呼ぶとか、そういう話も考えてみてください。外から見たら意外と解決方法があるかもしれませんので、その辺は課内だけで悩まないで、ほかにも話を持っていくようにしていただきたいと、座間味村の座間味幼稚園ですから、阿嘉は関係ないですよじゃないものですから、その辺も考えていただきたいと思います。座間味幼稚園に関しては、これからも職員募集をするということと、あと島内だけでどうしようもなければ、外にも募集をかけてやる方法もあるかと思えます。住宅の問題もあると思いますけれども、これは解決する方法は幾らでもあると思いますので、行政も含めて一緒になって、教育委員会だけの問題ではないと思いますので、行政のほうとも相談しながらやってください。座間味幼稚園に関しては以上であります。

あと、今ちょっと休園になっています、慶留間の幼稚園ですけれども、それが再開する考えがあるのかなのか。今後どうなるのか。教育長のお考えを聞かせていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

この問題、教育委員会としても非常に頭を痛めている問題の一つです。と申しますのは、慶留間島に子供

をつくるお母さん方が余りいないということが大きな問題になっているんですが、今まで続いたのは、主に学校の先生方が自分の子供を連れてくるというのもありまして、何とか続いていたわけです。ところがこれが、今後は期待できなくなってきたというふうに考えております。それでこの再開については、園児がいるかどうか非常に問題になるんですが、今、再開しないのは、ここに来る教職員の状況が4月にならないとわからないということなんですね。3月の末ごろにしかはっきりしない、子供を連れてくるかどうかもですね。それでこれから予算をとっては間に合わないということであるのが一番大きいわけです。だから今までであったのは予測がついた教職員がおりまして、それは何とか持続していくわけです。だから今後は、教職員を当てにはしないというふうに考えております。じゃあどうするかということですが、慶留間島に対象児が出た時点でしか考えられないだろうと考えております。そのためにはまず園児になる子供たちが阿嘉、慶留間を中心にして、どれだけ出てくるだろうかという予測を立てたり、教育委員会議の場ではいつも話題に出しているんです。今年はどうだとか。だからこれは非常に興味を持っていますけれども、今、この程度しかお答えできないのが残念です。要はとにかく、みんな頑張ってもらって、子づくりに励んでくださいといっても、3カ年後にしかならないということですね。そのほかの方法もいろいろ考えてはみたんですが、これはちょっと今、対象は違いますが、園児が出た時点で、再開はできるだけ可能にしたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、私の知っている限りで、阿嘉の幼稚園に慶留間のほうから1名通っているということも聞いております。あと若い夫婦がおり、1歳児の子供たちがアパートに2人ですか、いるんですね。もうやがて2歳になるような子供もおります。また1年半後には3歳児という、保育ができるはずなんですよ。だから今、阿嘉に通っている子を慶留間で再園して、それで今、まだ3歳に満たない子供たちが3歳になった時点で、そのまま再園していくというふうには考えられないかなと。それでも2人が3歳児になった時点でやるのか、その辺、もうちょっと考えてみられたらなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

確かにまだ、3歳になっていない子供もおります。ですから、これは一応、カウントの対象にはなり得ますが、やはり3歳になった時点でどこに行くかというのは決まってくるので、そこも大事にしながら予測はしたいと思っております。問題は、親が希望して入れてくれるかということが一番のかぎですが、園児というのは集団の中で鍛えるという大きな目標があつて、1人の場合はどうかとってきますと、これはまたその面からすると学習の成立の問題が出てきますが、私としては阿嘉、慶留間の現状を考えていけば、幼稚園は統合教育もできますし、だから余り、1人だからできないというふうには考えていないんですね。だから1人しかいない場合は、阿嘉、座間味と協力しながら集団の中での生活の体験というのは十分できるんじゃないかと考えております。今はまず、3歳児になった時点で慶留間にどれだけいるかというのは考えて、早目早目に手を打ちたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに集団生活というのは小さいときからやる必要はあると思います。橋もありますので、何といたします

か、そういう教育方法もあるのかなと思いますけれども、小さいところというのは、地元でやっぱり子供たちが学んでいるところがないとなると、やっぱり寂しい現状が出てきますので、その辺も考慮していただきたい。確かにこういう現象というのは20年に一度は起こる現象なんですね、離島ですと15年に一度ですかね。生まれてから卒業するまで15年ですよ、子供たちがたくさんいる間はいいです。それでも15年後にはゼロになっちゃうということです、15年に1回ずつ波が来ますので、高校へ行って戻ってくるかといったらほとんどが戻ってきませんから。人口減少が、離島の場合は15年に1回ずつ波が来ますので、学校も同じようになるんですね。だけれども、それを対策していくのが地元に残った行政とか、そういうものも関係者がやるべき仕事ですので、なるべく幼稚園も維持できる人数がいたりとかにしたいのは山々だけれども、住むところも、仕事も確保しないといけないという部分がありますのでね、常に若い人たちは。そういう現状もかんがみて、なかなか難しいと思います。でも統廃合だけで考えるのではなくて、いかにしたら阿嘉も慶留間も、幼稚園、小学校、中学校も維持できるかというのを教育委員会も地域も一緒になって話し合いながら頑張っていたいただきたいと思います。じゃあ、これに関しては教育長ありがとうございました。前向きに考えていただきたいと思います。

次、4番目なんですけれども、認可保育園の設置について。認可保育園といいますか、保育園、偕生園の一部で保育施設を同時にやるという話でありましたけれども、その後、どうなっていますか。もう開始しているんですか、していないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの金城議員の保育園の設置の進捗状況についてお答えしたいと思います。まず保育園の設置について、9月以降、沖縄県、先ほど偕生園関係機関との調整会議を開いて、村の方向性も伝えて、お互いの情報共有を図っております。そのほかに、実証の保育、他離島での視察もふえて、人材の確保、経営の収支に関するソフト的な課題、民間に応じた施設改修にかかるハード面の課題などを関係機関と県ともより具体的な調整を行っているところであります。状況としましては、認可保育園の実現については、かなり条件が厳しい項目もある、認可外保育や僻地保育所の設置を視野に入れ、最も本村の条件に合った保育形態を抽出しながら、来年はこれらの課題を取りまとめて資料を作成する運びとなっていると状況です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに認可保育園というのはハード面でかなり厳しい部分があると思います。そのために認可外保育の件で偕生園の施設を使うという話をされてきましたよね。だから認可外保育でもいいわけです。要は、認可保育園を民間に任せようとなった場合には、ハード面、または人件費、経営が成り立ちませんから、それはだからそのためにここでやりますということで私たちもオーケーしていますのでね、これは座間味だけの場合はそうできますが、阿嘉、慶留間の場合は年寄りだけが使っている保健センターですか、保健センターの一部をそういうものに利用できないかという話ですよ。何で今それを話すかという、今、保育園があれば助かるなという夫婦はふえ始めているんですね、1歳児、2歳児、先ほど話しました幼稚園に行く前の子供たちがふえ始めているんです。その親御さんなども若いですから、何か仕事をしたいと思っててもできないわけです、自分1人で子育てもすると。まだ島出身者とかであれば、近くにおじいさん、おばあさんもいるし、親戚もいるからいいですよ。ところが沖縄本島、本土のほうから来て、ここで結婚している人たちは子育てするのに自分1人で悩んだりする人が結構いるんですよ。保育園に行かせて、自分の時間も持てると、外

に出ているようなことやると、ストレス発散になって、内面的な病気が発症しないという、そういうふうにもつながっていただけるんですよ。そのためにも何と申しますか、形式張ってのものではなくて、ちゃんと前向きに、一日でも早くできる方法というのをですね、だから沖縄県と会議ばかりやってもしょうがないですよ。会議やってもその場から前には進みませんからね、これははっきりしています。会議では物事は前に進みません。実際にどう考えて動くかなんです。動かないと、話し合ったから物事が勝手にいくことはしませんからね、この辺は課長が率先して、若い者だけに、はい、あんた出張行ってきなさい、どこどこで聞いてきなさい。聞いてきて、課長が、ああそうだったかでは動けないですよ。そのままになりますよ。一緒に行動して、総務課にはこういうあれがあるから予算づけしてくれと、ちゃんと計画書つくってやらないと、皆さんが予算化しないと、そのほかは勝手にあの事業をやってくださいとは言えませんからね、皆さんでちゃんと早く動いてやるように。それと行政がだれか認可保育園しませんかと言ったところで、ここは保育事業が経済的に成り立っていただけるだけの人間がおりませんから、行政が持っている施設を生かす方法、そういうものを考えながらやらないと、個人では、こういうのがありますよ、補助金ありますよと言ったって、できませんよ、はっきり言いますけれども。持っている施設を人件費出して、じゃあお願いしますと、責任もこっちが持ちますからという形に持っていけないと、補助金を出すからやってくださいでは通りませんからね、特にこういう小さいところはモデル地区になるので、だって偕生園をやったときも、離島で初めてでしょう、こういうの。そういうことも全部の離島が、座間味村どうやってできたんだというぐらいの、見に来るぐらいの意気込みでやってくださいよ。県が何言うから、ここはだめですよ、ああですよ、何を言っているかと、沖縄県には、本島とは違うんだよという気持ちでぶつかっていきませんとできませんからね。同じように阿嘉、慶留間も、阿嘉、慶留間ははっきり言って保育園ですから1カ所でいいですよ。どこか1カ所でもいいですから、保健センターとかに、おじい、おばあも子供たちがいると非常に喜びますので、健康増進のためにもいいわけですよ、ぼけ防止にも。そういう利用のやり方もできるかできないか、それを考えているかどうか、ちょっとお話してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今、金城議員からあったお話の中から、やはり我々としても、座間味だけではなくて、阿嘉、慶留間について、実は来年に阿嘉、慶留間を対象とした調査、受け入れ等も考えているところです。先ほど申し上げた保健センターですね、これを活用して運営ができないかということもちょっと調べたところでありまして。今、座間味の偕生園が阿嘉のほうではサテライト運用ということで使っているんですけども、やはり今、この中に一つの条件を、保育園の機能として持ち合わせるのはいかがなものかということでも県からも御指摘があったものですから、これについては今、おっしゃるようにやはり離島の事情、我々1村3島という特殊な地理的要因もありますので、それも踏まえてよい方向に持っていけないかということでお話はしているんですが、まだ解決に至るお答えをいただけていないところです。それについては、社協と一緒に手を組んでやっておりますので、よい結果が出せるように努めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まだ県からの回答がないという話ですけども、おっしゃったように1村3島なんですよ。これがこんな特殊なところは無いものですから、役場の職員もボートで通勤しているのは、恐らくここだけじゃないかなと思いますよ。こういう特殊事情なところですから、県がなんやかんや言うんだったら、部長でもいい、課

長でもいい、こっちに住んでみろと、孫連れてきて住んでみろというぐらい言ってくださいよ。そうしたらわかると。机の上では何もわかりませんよというぐらいのことを言ってやらないと、向こうは納得しませんよ。頭の中で、はい、わかりましたと言うけれども、わかっていない、実際は。そういう交渉はそっちは何回もやっていると思いますので、そういう使い方に関してどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。この問題だけではなくて、私たちの行政課題というのは、まず最初に出てくるのは有人島3つからなる行政区だということは重々承知しておりますし、私も公約の中でもバランスのとれた行政運営をしていきたいんだという話をさせていただいているところでございます。先ほどから福祉施設の件でいろいろと話がありまして、お褒めの言葉もいただいたと感じているところですが、周りも強いリーダーシップだけではなくて、うちの職員がしっかりと粘り強い交渉をした結果できた、あるいは福祉施設にも相当な難儀をしてもらってできたという経緯もあります。そういうのも踏まえながら、うちの住民課長が話していたとおり、粘り強くやっていきたいとは思いますが、私も強いリーダーシップを発揮させていただいて、一日も早くその環境が整うように努力をしてまいりたいと思います。御提言ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

1村3島というのが特殊なあれでね、かなり難しい経営主体になると思うんですよ。ですけれども、私はずっと以前に水道の広域化の話をしたときにもそうだったんですけれども、沖縄本島は地続きなんですね、非常に利便性がいいと。離島というのは全く違う世界だということを、かなり強く訴えないことには、机に座っている…、机には座らないでしょうけれども、いすにしか座らないでしょうけれども、そういう人たちは机上の空論でしかありませんので、いかに訴えるかというのが必要なことになってきますので、それを現場で、課長は現場でちゃんと見ておかないと、そのお母さんなどはどういうふうに困っていますかと、どういうことをしてほしいですかと、ちゃんと酌み取って、酌み上げて、それを村長に話しして、県庁へ行って話して、議員にも話しして、こういうことを一緒にやりたいんですけれどもということをやってくれないと、私たちもわかりませんし、皆さんがどういうことをやっているかわからないと一般質問でこうやって出しちゃうのでね、実際に皆さん動いている現状が見えれば一般質問でやる必要はないんですよ。そういうことです、動きが見えるように。県庁では会議するのではなくて、食らいついてください。噛みついてください。前総務課長ですと、またクマが暴れていると言うかもしれませんが、それぐらいやらないと小さい離島などというのは、沖縄県からすればこんなものですからね、シッシッですよ、犬、猫と一緒にですよ、もう来るなど。それでもしつこくやらないとだめですよ。確かに権限は大きいですから、それをはねのけるぐらいのことをやっていかないとこういうものは、公共施設は使えなくなりますからね、公共施設を十分に、私前にも言いました。1つのものを3つ、4つに、一石二鳥、三鳥にしていけないとだめですよ。1つのものを1つの目的だけで使うだけでは駄目ですよ、そういうことです。以上です。私の一般質問はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで午前の議会を閉じます。午後は1時30分より再開します。これで午前の部の会議を閉じます。暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これから午後の会議を始めます。

日程第6．議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてから議案第63号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの一括議案といたします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第51号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、座間味村税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法等の改正が公布されたことにより村税条例の整備を図る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村税条例の一部を改正する条例

平成25年12月18日

条例第26号

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の下に「年14.6パーセントの割合及び」を加

え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の下に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）を」（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6条に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の梨維持特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の村税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年

- 度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

## 議案第52号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

本村の旅費の支給内容について、近隣村との均衡を図るため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

平成25年12月18日  
条例第19号

別表4を次のように改める。

別表（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	13,000円	11,000円	6,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、6,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第53号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本村の旅費の支給内容について、近隣村との均衡を図るため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

平成25年12月18日

条例第20号

別表第2を次のように改める。

別表（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	13,000円	11,000円	6,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、6,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第54号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本村の旅費の支給内容について、近隣村との均衡を図るため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

平成25年12月18日  
条例第21号

別表第2を次のように改める

別表（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	13,000円	11,000円	6,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、6,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第55号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本村の旅費の支給内容について、近隣村との均衡を図るため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

平成25年12月18日  
条例第22号

第25条中「1日当たり800円又は1夜当たり2,000円」を「1日当たり2,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表1（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	13,000円	11,000円	6,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、6,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第56号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成23年条例第11号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

業務の効率化を図り住民サービスの向上を推進するため、組織の再編が急務であり、本条例を改正するには議会の議決が必要である。

これがこの議案を提案する理由である。

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

平成25年12月18日

条例第18号

座間味村課設置条例（平成23年条例第11号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中及び第3条中「総務課」を「総務・福祉課」に改める。

第2条中「住民課」、「公営企業課」を削り、「（4）」を「（2）」、「（5）」を「（3）」に改

める。

第3条中「2 住民課においては、次に掲げる事務を分掌する。」を削り、「(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。」、「(2) 社会福祉及び社会保障に関する事。」、「(3) 保健衛生に関する事。」、「(4) 請願・陳情に関する事。」を「(15) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。」「(16) 社会福祉及び社会保障に関する事。」「(17) 保健衛生に関する事。」、「(18) 請願・陳情に関する事。」に改め、「(19) 環境衛生に関する事。」を加える。

第3条中「3 公営企業課においては、次に掲げる事務を分掌する。」、「(1) 簡易水道に関する事。」、「(2) ダム管理に関する事。」、「(3) 下水道に関する事。」、「(4) 船舶運送事業に関する事。」を削る。

第3条中「4 産業振興課においては次に掲げる事務を分掌する。」を「2 産業振興課においては、次に掲げる事務を分掌する。」に改める。

第3条中「(6) 環境衛生に関する事。」を削り、「(7) 土地利用に関する事。」、「(8) 自然環境に関する事。」を「(6) 土地利用に関する事。」、「(7) 自然環境に関する事。」に改め、「(8) 簡易水道に関する事。」、「(9) ダム管理に関する事。」、「(10) 下水道に関する事。」、「(11) 船舶運送事業に関する事。」を加える。

第3条中「5 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。」を「3 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 議案第57号

##### 南部広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域行政組合の規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

南部広域行政組合の組織を改編し、円滑な組合運営を図るため、南部広域行政組合格約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

#### 広域行政組合格約の一部を改正する規約

南部広域行政組合格約（昭和56年沖縄県指令総第154号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は13人とし、組合市町村議会の議長をもって充てる。

(議員の任期)

第6条 議員の任期は、組合市町村議会の議長の任期によるものとする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第9条を次のように改める。

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、組合市町村の長をもって充てる。
- 3 理事の任期は、組合市町村の長の任期によるものとする。
- 4 理事会に理事長1人を置く。
- 5 理事長は、理事が互選する。
- 6 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第10条を削る。

第10条の2第2項中「管理者」を「理事会」に改め、同条を第10条とする。

第11条第2項及び第12条第2項中「管理者」を「理事会」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による組合市町村の負担金に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第15条を削る。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の南部広域行政組合格約（以下「改正前の規約」という。）の規定による管理者の職にある者は、この規約による改正後の規約（以下「改正後の規約」という。）の規定による理事長が互選されるまでの間の理事長の職務を行うものとする。
- 3 この規約の施行の際現に改正前の規約の規定による管理者より任命された職員は、改正後の規約の規定による理事会にて任命された職員とみなす。

議案第58号

#### 工事請負契約について

平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）について、次のように工事請負契約を締結したい

ので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 57,897,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
2,757,000円）
- 4 契約の相手方 糸満市真栄里337番地の2  
有限会社 新  
代表取締役 山城 勝子

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

#### 議案第59号

##### 工事請負契約について

平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 ￥70,350,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥3,350,000円）
- 4 契約の相手方 住 所 沖縄県浦添市宮城4丁目18番24号  
商 号 有限会社 浦添重機建設工業  
代表取締役 代表取締役 與那嶺 清榮

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第60号

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成25年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,969,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		71,470	352	71,822
	3 国庫負担金	2,187	352	2,539
13 県支出金		537,126	△3,863	533,263
	1 県負担金	11,958	1,050	13,008
	2 県補助金	492,355	△4,913	487,442
16 繰入金		100,846	30,554	131,400
	1 特別会計繰入金	8,765	28,408	37,173
	2 基本繰入金	92,081	2,146	94,227
19 村債		104,881	△16,600	88,281
	1 村債	104,881	△16,600	88,281
歳入合計		1,958,567	10,443	1,969,010

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		463,707	9,478	473,185
	1 総 務 管 理 費	394,819	9,478	404,297
3 民 生 費		137,754	1,063	138,817
	1 社 会 福 祉 費	117,599	1,063	118,662
4 衛 生 費		142,916	2,702	145,618
	1 保 健 衛 生 費	97,870	2,146	100,016
	2 清 掃 費	45,046	556	45,602
6 農 林 水 産 費		232,050	640	232,690
	3 水 産 業 費	190,594	640	191,234
7 商 工 費		90,840	2,715	93,555
	1 商 工 費	90,840	2,715	93,555
8 土 木 費		368,124	△10,996	357,128
	2 道 路 橋 り よ う 費	167,258	△10,996	156,262
9 消 防 費		102,904	4,841	107,745
	1 消 防 費	102,904	4,841	107,745
歳 出 合 計		1,958,567	10,443	1,969,010

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎債	千円 46,100	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。  ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 36,800	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。  ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。
辺地債	17,000				9,700			

議案第61号

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成25年12月18日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		509,084	26,506	535,590
	1 運航収入	501,840	26,934	528,774
	3 営業外収益	3,204	△428	2,776
2 繰越金		10,224	7,302	17,526
	1 繰越金	10,224	7,302	17,526
歳入合計		519,309	33,808	553,117

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		404,551	400	404,951
	1 旅客費	5,843	400	6,243

款	項	補正前の額	補正額	計
6 予備費		5,500	5,000	10,500
	1 予備費	5,500	5,000	10,500
8 諸支出金		8,765	28,408	37,173
	1 繰出金	8,765	28,408	37,173
歳出合計		519,309	33,808	553,117

議案第62号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月18日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		66,252	2,146	68,398
	1 繰入金	66,252	2,146	68,398

款	項	補正前の額	補正額	計
8 村 債		30,000	400	30,400
	1 村 債	30,000	400	30,400
歳入合計		210,091	2,546	212,637

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		157,518	2,546	160,064
	1 営業費	157,518	2,546	160,064
歳出合計		210,091	2,546	212,637

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡水債	千円 15,000	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 20,000	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。
過疎債	15,000				10,400			

議案第63号

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成25年12月18日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		33,422	0	33,422
	1 公 債 費	33,422	0	33,422
歳 出 合 計		74,929	0	74,929

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第52号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第55号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

旅費の支給条例が幾つか続いております。最初の議案第52号のときに聞こうと思ったんですけども、タイミングを失ってしまって、いずれも職員の支給条例に準ずるということであると思いますので、最後の職員の支給条例に質疑をして、ほかのものと大体準じていると思うので、ここで質疑をしておきます。

まずは、現行改正がありまして、今は現行では雑費のほうが1日当たり800円、または1夜当たり2,000円、これが1日当たり2,000円に変わっているんですけども、これまでは、例えば1泊2日の場合にはどういった取り扱いをされていたんですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

1泊2日の場合は、1日目は2,000円、2泊目、帰るときは800円という形で支給をさせていただいております。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

1泊2日となると、行った日は宿泊を伴うから2,000円という考えなんです。帰る日は朝の9時に

帰ってきて800円はあるということですね、それがこれからは1日ごと2,000円ということで、単純に日にちに2,000円を掛ければいいわけですね。

もう1つ、一番下のほうに、丙地方、いわゆる県内です。丙地方の宿泊料に限り6,500円を上限として、これまでは実費を支給していたということから、これからは丙地方の宿泊料に限り6,500円を上限として実費を支給し、領収書がない場合は2,000円を支給するとあります。会計課長、たまには会計課長に。これまでずっと領収書が添付されておりますか。例えば概算払いですね、旅費をもらっていく場合には当然領収書がないと思うんですけども、それが精算の時点で、領収書で精算されてきちんとされておりますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの大城議員の質疑にお答えいたします。丙地方の宿泊料の件ですが、概算で旅費の申請をしまして、実際、ホテルに泊まって、その領収書を後日提出していただいております。若干誤差があった場合には還付、それとあとは追給ということで精算を行っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。じゃあ概算で旅費を6,500円見込んで持っていった場合に、領収書がない場合には、これは6,500円戻してもらおうわけですね、精算で、これまでは。

○ 議長（中村秀克）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

宿泊予定が事情で宿泊施設を利用しなかった場合には、その分は減で精算をすることになります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これまではこのような状況から、これからは領収書がない場合も1泊、1夜、宿泊料が2,000円という形になるということですね、了解しました。これは議案第52号から議案第55号まで、とにかく職員の旅費支給条例に準ずるということなので、最初の議案第52号で質疑のタイミングを逃したので、最後にお伺いしました。了解しました、ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私も同じように、議案第52号から関連しているということで質疑しますが、ここに丙地方6,500円、上限となっていますね、これを上限として実費を支給しとなっているんですが、実際、泊まる場所によって沖縄県内でも6,500円以上しかないところもあるんですね。そういうときにはどういうふうな精算のやり方をすればいいのか、その辺を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

今現在の旅費規程で丙地方が上限6, 500円になっておりますが、これを超えて沖縄本島、もしくは他の離島で泊まった場合に超える場合があります。これにつきましては、村の職員だけではなくて、団体の研修会とかそういうのがありますので、行かれた方たちが全員が上限を超えているということで、ほかの団体の事例とか、そういうのを聞きまして、超えたものにつきましては、これは公務で行っていますので、旅行雑費にその分、上乘せをして、実費の、例えば仮に7, 000円ということで宿泊料を払っていましたが、500円分は旅行雑費で追加をして支払いをしております。年間を通して数例ですね、あんまり件数としてはもうほとんど、一、二件ぐらいの程度です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に少ない例だとは思いますが、私たちも経験がありますので、1泊1, 000円オーバーがありましたので、それをもらった覚えがないんだけど、今さら精算してくれないんだろうなと思いますけれどもね。実際、いろんなところ、場所ね、その地域、地域でどうしても6, 500円内で泊まれないところがあるんですね。そういったときのものも条例に書いておかないと、何かの方法で書いておかないと、いや、条例はこのとおりでだからということになってしまうと、とんでもない話があるんですよ。実際に、私は何といたしますか、これは研修でも何でもない、沖縄本島で久米島町の議員と一緒にやんばるのほうへ行って、泊まる場所がなく、6, 000円か7, 000円ぐらいでしょうと思ったら、1泊1万円もとられた場所があったものですから、周辺にそういう施設もなく、タクシーで名護まで行くと1万円ぐらいかかるという話だったので1万円で泊まったことがあるんですが、そういうことも何かの場合にこれの上限は常にこうします、特殊地域に関してはこうしますという条例もどこかの形で補てんする部分がないと、会計も困ってくる部分があると思いますので、ぜひ総務課長、条例のこの見直しというのは慎重にされてください。今回の改正部分というのは、もとに戻したというのは、よかったかなとは思いますが。条例改正は議決しましたら、早目に例規集も直ちに変わってください。そうしないと、世界中の人が座間味村は800円しかもらえないよということになりますので、出てもない議員の費用弁償も1日幾ら出ていますよということになりますので、議決されましたら直ちに変わるようにしてください。いつごろまでにやられますか、一言だけ。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、今年度より、今までは追録という形で出していたんですが、議会が終わり次第、議決され次第、ぎょうせいのほうに送っておりますので、速やかに条例のほうに変更されることになっております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第56号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

課の設置条例の話でございますけれども、新年度、平成26年4月1日からこのように変えると、今、自分も知っているわけでございますけれども、来年4月1日から助役を置くという意味もあるんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

お答えいたします。村長は、できるだけ早く置きたいと常々言っているんですが、なかなか実現しなくて、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、できるだけ速やかにといたしますか、3月に出せればいいなというふうには思っております。今のところまだ、難航している状態だということところが実情でございます。以上です。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

一応はこのようにできておりますので、4月1日からは配置するように努力してもらいたい、このように思っております。

それからこの設置の課でございますけれども、総務と福祉、このようになっているわけですが、これは役場内においても、総務と住民課というのは入ってないですけど、産業振興課というのですね、今まで船舶のほうで、公営企業法の中に水道とかいろいろなものが入っていますよね、船舶も。だから、そこは今、これ見ましたら、非常にわかりやすいですね、わかりやすい。その設置は船舶の事務所内にどの課を置くのか。同じようにまた入れるのか。なるべくは、私の考えでは離れたほうがいいということですね。だから今みたいに観光班、船舶、これは今の事務所において、上は役場内に入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どのような考えかちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

お答えいたします。たしかに今、御提案のあるとおりの考え方というのは一つの案として承りたいと思いますが、例えば現有の公共施設、役場も含めて、施設の広さの問題も出てくるかと思っておりますので、その辺はしっかりと精査をしながら、余り窮屈になり過ぎてもいけないということと、ただ、やはり観光の窓口である場面でいいかと、確かに観光商工は港のほうにあったほうがいいかなというのも議論としては出ております。しっかりと職員間で議論をさせていただいて、できるだけ観光客、あるいはニーズに合った配置をさ

せていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この組織を見ましたら、やはり課長は5名、6名ですからね、これになったら4名に絞られるわけですよ、課長も。これも非常に人事のあれとしては、非常にスムーズな考えだと思います。だからこういったものですね、やはりこの地域に、そこに置かれるポジションにおいては、システム、人選につきましてはですね、もうよくわかると思うんですけども、またいいように考えて、行政がスムーズに行くように考えてください。それでまた議会のほうもこれ以上に考えるようお願いしたいと思います。これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、同僚議員が質疑しておられました、行政機構図の中で改正の後のものですが、ここに副村長の部分がありますけれども、先ほどの質疑からして、村長はまだうまく調整できていない、3月に提案させていただきたいという、副村長の名前がそこに出てくるんであろうと思いますけれども、そのときに逆に言えば、調整がつかなかったら、この改正図はうそということになってしまうんですよ。要するに現在の分の政策調整監の部分副村長になってますけれども、もし副村長の調整ができない場合に、機構図では副村長を置いているのに、何で副村長出してこないのと言われた場合にはまずいのではないかなと思うんですが、ほかの課のものに関しては別にそのままでいいんですけども、政策調整監は今現在はそのままにしておいて、そのままにするか、抜くかにしておいて、3月に改めて機構図を出されてはどうか。調整きかないで、はい、いいですよ、4月1日から施行ですよ、4月1日にいみませんでしたでは話になりませんからね、この辺の歯がゆい部分があるなという感じであるんですけども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

座間味村行政機構図の改正案につきましては、現行の行政機構図から変わりますと、説明として添付させていただいております。したがって3月で副村長がおけるかどうかまだ答えられない。あくまでもこう言う形で議員の先生方にわかりやすく説明する為に、とりあえずつくらせてもらいました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私も何度か、元総務課長と副村長の件では条例の件で相当けんかしましたけれども、3月に本当にこの図のようにできれば条例違反にもなりませんので、法律違反にもなりませんので、できればこの図がこのまま生かしていけるような努力を3月議会に提出できるようにしてください。そうしないと、条例の専門家らがまた怒ります、呼びますよ、私。3月の議会で、定例会でこの図を、何と言うんですか、名前が入れるようにということで、概要図だということで説明するためのものだということで承っておきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今現在、ある課が総務課、住民課、産業振興課、公営企業課、会計課ということで、教育委員会もあるん

ですが、5課あるんですが、改正案で総務福祉課、そして産業振興課ということで、課が2つ、課長が2人ということになるわけですね。現在、住民課長として、そしてまたいろいろ、公営企業課長のところがなくなって、そして後は総務班、住民班、産業振興班ということで、観光船舶班ということで変わるんですけども、今現在、課長職である方は、これは変わった場合には、下のほうに参事または課長補佐と書いてあるんですが、立場上、課長補佐という形で呼ぶことになるんですか。どういうふうなとらえ方しているのかちょっと説明願いたい、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

例えば現行の、今の体制でそのまま4月1日にいったと仮定して、退職される方もいるんですが、仮に今しないという状況でいった場合に、もちろんあふれると言ったら変な言い方に、そういう形になるとは思いますが、ここにある参事また課長補佐の参事というのは、役職でいうと課長と同等の役職に当たります。ですからこれでいいですよと、私の部局で言いますと、課長が3名になるんですが、実際には例えば4名いた場合には、どこかで1人が参事に発令して入ることになりますし、5名いる場合は参事が2人というような考え方でいいと思っております。最終的には参事が絶対必要かということも含めてやらないといけないと思うんですが、やはり課長がいますので、両サイド、その下の例えば総務・福祉でいいですよと、総務班も最終的に年数がたてば課長補佐がしっかりと仕事をする。住民班も課長補佐がしっかりと仕事をするという形になってくるのかなとは思いますが、当面はそういう移行期であるということと、あるいは課長と同等の役職の人が職務以上に出た場合には、そういう対応で参事という形で対応していただくと、していくということになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。もう1点、会計課がありますが、会計課長は変わらないわけですか、変わらない。はい、わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

改正案と現行案があって、非常にわかりやすく説明をされています。現行の政策調整監という立場はもう改正案ではなくなるということですね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

条例の中では政策調整監を置くことができるということでもありますので、条例上は、今のところ廃案はしていませんから残る形になりますが、わかりやすいように、この図の上を書いておきます。できるだけ、政策調整監ポストをなくして、こういう形に持っていく。さらに理想として、4月1日から副村長が置ければいいという考え方を持ってはおります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ここで副村長というところが括弧書きされているので、置くとするが、私にとっては別に保留、人選が難航しているんだったら、そのまま括弧書きのままでもいいと思うんです。とりあえず現行で置かれている政策調整監はなくなるということで解釈していいんですね。置かないと、この図の中ではね。

それと先ほど、今の課が半分ぐらいになるんですけども、先ほど村長の説明では、参事クラスを班長のところに入る。もしくは班長のそばにも参事が追加される可能性があるわけですね。ここで言う、課長、いわゆる会計課を除いて、課長が2人、課が2つですから、その下に、それぞれの課に班が2つずつ、だからこの班長のところ、班のところには参事または課長補佐と書いています。参事というのは課長と同等だということで解釈すると。ところが班長が参事の肩書きだと、ここには、今の現行の課長クラスが参事という名前に変わって班長という張りつけをすれば、現行のポストの人たちはすべておさまるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

移行した場合におさまります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

了解しました。定年で減になる分も、あるのを考慮すればですね、昇級で参事か班長になる人も可能性としてはあるわけですね。了解しました。

それからですね、これは事務分掌でどうなっているかわからないんですけども、古いほうの、現行の組織図で住民課の一番上の住民係というのが改正案では見えないんですけども、住民係という事務分掌を全然把握していないので、これ聞きづらいんですけども、その住民係というのはこの改正案ではなくてもいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと表現の仕方が、現と新では異なる書き方をされていてわかりづらかったと思います。大変申しわけありません。ここで言う、現行の住民係というのは、改正案でいいますと、戸籍係、戸籍の担当が今の現状、住民基本台帳業務をやっているということで、そことイコールだととらえていただければと思います。表現が間違っておりました、失礼しました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

了解しました。じゃあ、条例ではないにしても、事務分掌の名称も変えたほうがいいかなと思います。以上で私の質疑を終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第57号 南部広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 南部広域行政組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 南部広域行政組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第58号 工事請負契約について(平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事(1工区))を議題とします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

2点ほどお聞きしたいと思います。1点目でございますけれども、これを見ていると、工期が来年の2月28日となっております。今、12月の終わりですけれども、あと2カ月でこの工事ができるかどうか。これの1点でございます。

またあと1点は、10月1日からは消費税が8%に上がることになっております。その請負を見ましたら5%ですね、このこれはどのようになるのか、2点ほどお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

まず工期なんですけれども、契約では契約の日から2月28日となっておりますが、この分については繰越事業ということで、その辺手続きはとっているところです。

あと1点の消費税につきましてですけれども、これは今年の9月30日までに契約した請負工事では消費税の引き渡し、消費税増税後の引き渡しでも消費税5%でそのまま進みますが、10月1日以降契約したものについては、契約して2014年、来年4月以降の引き渡しになる場合には8%の消費税がかかるんですが、いずれにしても、この消費税に係る取り扱いについて、まだ県、国から要領等が示されておられませんので、今後、これを見守っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この問題と工期でございますけれども、座間味村の工期に関してはほとんど繰越明許が全部くっついてるんですね。ほとんどの工事がそうでございます。これにつきましては、設計がおくれているのか、それとも国との調整がおくれてそのようになったのか、ここをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは県のヒアリング時に何回か調整事項がありまして、結局これまで伸びてしまいました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

わかりました。とにかくもう、県と国との調整があると思いますので、この基金と金銭関係があるので、できるだけ、やはり工期内にほとんどおさめてもらうように、今後は早く決めてもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この図面を見ておりますとですね、何かよくわからない部分があるんですが、これは古座間味の上のほうですよ、1工区は。もう完成しているものの続きですよ。

○ 産業振興課長（宮村英美）

そこからではなくて、色分けしたものの。

○ 3番（金城善昇議員）

だからこれだけではわかりません。

○ 産業振興課長（宮村英美）

すみません、これはそうですね、左側が古座間味のほうになりますね。

○ 3番（金城善昇議員）

これ左側は座間味のほうですよ。ということは古座間味もこの谷間の上ですか。

○ 産業振興課長（宮村英美）

古座間味の現道から120メートルぐらい阿佐向けに行ったところが工事の起点になります。

○ 3番（金城善昇議員）

要するにここから行っているンビリというんですか、向こうで終わっているのがありますよね。あれから上の、続けてじゃなくて、その上のほう。

○ 産業振興課長（宮村英美）

はい、そうです。

○ 3番（金城善昇議員）

これはI工区II工区に行っていて分かれていますけれども、今現在、阿佐のほうからやっているのがありますよね、あれは何工区になっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在、阿佐のほうから完了していますけれども、あれは平成24年の繰越事業で整備しましたが、あれは平成24年の単年度の事業として1工区とかと分けていなくて、それはそれで終了しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。この1工区の説明の中で、120メートル離れたところからと言っていますけれども、この120メートルはどうするんですか、何の改良工事もしないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この箇所については、次年度予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに完了している部分がありますよね、そこから120メートル飛ばして、それから先に仕上げて、これを次年度と、この間を、何で続けていかないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

実は当初予算では、今言う現道からそのまま阿佐向け120メートルを改良工事する予定だったんですが、実はヒアリングを受けた際に、擁壁工の見直しがありましたので、見直しは設計とか、こういうのを簡単にできませんので、今年度については工事区間を変更して、ここから120メートルですね、1工区が100メートル、2工区が180メートルあるんですけども、そこに工事箇所を変更しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

法面とか、これは間知ブロックになるのかな、下のほうは。あそこはかなり谷間が大きいと思うんですが、通行どめしないで工事は可能なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

工事期間中、通行どめはいたしません。片側通行で工事を進めていきます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

幅があまりないので、片側交互通行でも事故がないようにちゃんとしなさいといけません、生活道路ですのでね。それと昼間は工事していますから、そこに交通整理人もいるはずですけども、夜、一番怖いのは夜なんです。例えばそこに信号を設置していても、だれも見えていない、あっちから車来ないからいいやとってぶつかる時もありますのでね、そういうものが絶対起こらないように、人身事故でも起こしたら大変なことになりますので、その辺はしっかり業者に指示していくようにしてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 工事請負契約について（平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 工事請負契約について（平成25年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区））は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第59号 工事請負契約について（平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

平面図で本年度施工箇所、次年度施工箇所ということでわかりやすく説明いただきましてありがとうございます。この本年度施工箇所の中のビーチバレーコートについては完了ということで、その南側の、南側というと海、南側ですね、何か芝を張り詰めるというところと、そしてさらに北側のバスケットボールコート、これが主な今回の施設整備だと考えてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

大城議員の質疑にお答えします。お見込みのとおりで、そのように整備を見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これで7,000万円もするんだからすごい工事だなと思っております。安全に施工して、早目に活用できるようにしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

休憩中も話しましたが、そのビーチバレーコートは既にできております。利用度はあんまりないみたいですが、バスケットコートをつくりたいということが出てきておりますが、このバスケットコート、ビーチバレーコート、管理運営の責任はどこでやっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

場所につきましては、座間味港緑地公園ということで、工事については住民課のほうで手がけているんですけど、公園管理については産業振興課ということになっていて、産業振興課の担当官とも話して、本格的に動いたときにはしっかり管理をしようということで、実際、細かい規定というか、決まり、このような維持、清掃もどうしようかというものはまだ詰めていない状況であります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

維持管理に関してまだ決めていないという、これは多分私の感じている範囲では、ずっとつくったらつくったでそのままいくだらうという感じなんですけど、これは維持管理は恐らくやる場所が近くにもないし、人もないし、つくったらつくったままでやっていくんじゃないかなと考えているんですよ。これは使用料も出るんですか、出ないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

使用料については、すべて無償ということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前に、このビーチバレーコートやるときもそうでしたけれども、住民も観光客も使ってくださいと、場所だけあっても、ビーチバレーはボールがないとできません。バスケットもボールがないとできないんですよ。住民の皆さん用意するんですか、観光客もそれを持ってくるんですか。どういうふうになりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ボール、備品等の借用については、観光協会を通して貸し出しをしているんですけれども、問い合わせです。実は、今年度の工事でこの場所の一角にボール入れを設置する予定です。そこに貸し出しのルールを書いて、こちらにボールをバスケットボールを置いて、貸し出しのほうをやるかということ考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

コートの使用料はいらなくても、ボールというのは買っておいたらそのままじゃないですよ。どんどん劣化していくんですね、そうしたらまた新しいのを買わないといけない。これは村で捕給して、そのままだれかが、管理する人もいないから、はい、持って家に帰りましたでもいいわけですかね、じゃあ。私は知りませんで通っちゃうわけですか。だれだれが借りました。責任者だれだれですというチェックもなしで、ただ、要するに性善説で置いたら、ボールだけ借りて、借りたら、はい、終わったら置いてくださいよだけで済むと、運営できると、管理ができるとお考えですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

確かに金城議員がおっしゃるとおりに、今の状況だと非常に管理の上ではまずいと思います。御指摘があったように、ちゃんと入り口から出口まで、しっかり村が管理できる体制を整えないといけないと考えますので、その辺はしっかり対応させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

こういうものは、管理する人も、今あなたは観光協会の話をしていましたけれども、観光協会もそんなに人員が余っているわけでもなければ、それをやるために委託金もなしで、ただで管理できるということはないと思います。その辺のルールも先に考えながら、つくったらその先がありますよ。それを考えないで、つくってから考えますでは通りませんよ、つくることに関して反対はしませんよ。でもつくる前に、つくった後、管理はどうしようかということをお先に考えて、こうやります、だからこうつくりたいですという話をしないと、つくって、いや、その後を考えますでは課長の説明にならないですよ、これははっきり言うと。だってこれに7,000万円もかかりますよ、工事費。一桁間違っていないよ。私はこの7,000万円すごい金額だなと思っているんですけども、7,000万円かけて、あとボールもセットしておいて、だれが持っていったかもわからない、使った後に紛失してもわからない、あとはなくなったから補給します。こんなずさんなことで7,000万円で作らせてくださいでは、私、反対しましょうか。本当に、そんなずさんな管理だったらつくらないほうがいいですよ。その後に傷んだら、そのコート自体傷んだら補修もしないといけない、ボールだけの話じゃないですよ。公園で、例えば何かで穴があいてしまったと、やりながらそこに引っかかって転倒しました、コートの管理はだれがやっているんだと。この穴があいていたからそれに引っかかってけがした。賠償請求を起こされたら終わりですよ、これは。そういうことまで考えていますかということ。恐らく、いや、何かつくったらいんだと思っているからその後のこと考えていないでしょう。だから管理規定を同時に出せないわけですよ。管理規定は、産業振興課に振るんじゃなくて、一緒になってこういうことはどこまで、だれが責任持つかということをおちゃんとやっていかないと、後で後でと言ったら、恐らくあなたが課長やっている間にできませんよ、これは。あなたが座間味村の役所職員として

いる間にルールづくりできますか、今の考え方ではできませんよ。ルールはいつつくりですか、これだけ。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今、金城議員からの御指摘があるように、確かに私のほうもつくるということに一所懸命になってですね、その後のランニング、いわゆる管理のほうについてちょっと手落ちがあったのかなと反省しているところがあります。早速ですね、この件を受けて、こちらのほうからも所管課、また県のほうの管理にもなっていますので、その辺の御意見もお伺いして、しっかりとルールをつくって、けがもないように安全に使える公園としてソフトのほうもしっかりと整えていきたいと考えております。今しばらく時間をいただいてですね、しっかりと進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早目早目に、とにかくルールなしで何でもかんでもやってしまうと、後で困りますのでね、ものはつくりました、ルールの規定も何もありませんでは困りますので、公園管理は産業振興課というのであれば、両方で、つくるのは住民課がつくるわけですから、向こうにルールづくりだけを任せて、自分たちは知りませんよでやるのではなくて、両方で話し合って、どういうのがあるかと作業を一緒にやって、とにかく運用開始するまでに早目につくって、これは条例化、別にその前の管理運用規定というのをつくって置いておけばいいわけですよ。それを後で議会に出せばいいだけの話だから、それを進めてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

契約の相手方ということで、代表取締役與那嶺清榮とあるんですが、これは私の島の同級生でよくわかるんですけども、與那嶺清榮って、この與那嶺の「與」の字と清榮の「榮」は合っていますか、大丈夫ですか。私は何か同級生ですから、字がちょっと違って見えたんですけども、間違いなければよろしいですよ。どうですか、合っていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

代表取締役につきましては、いわゆる入札参加資格に乗っているお名前を確認しております。あわせて、営業で来られている方にも旧漢字ですよということで確認はとっております。これは間違いがないということで私も認識して、書面のやりとり上もやって、担当者にも見せて、それは間違いがないということでしたので、その辺はちゃんと認識しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。同級生ですので、ちょっと今まで見ていた字とちょっと違うものですから、そういうふう感じていまして、これが当たっているんだったらよろしいと思います。

それから結構な機具関係、構造物が入っているんですけども、これは明細は赤い字でたくさん書いてあるんですけども、これは附帯施設の中の一式として、附帯施設工の中に一式として全部含まれているとい

うことで考えてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

お見込みのとおりで、附帯工事としてコート、また健康器具等、すべて入っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。結構、張り芝工とか、いろいろ土工関係、附帯工広いものですから、結構土工関係をいじくるものですから、すぐ隣が海ですけれども、赤土流出防止、その辺に対しては大丈夫でしょうか。その点はしっかりしていただきたいと思うんですが、その点はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

沖縄県の赤土流出条例ですね、平米数が3,000でしたかね、今回、こちらの土工についてはそれに満たないので、特にろ過装置等を設置する必要はないと判断しております。しかしながらやはり場所が場所ですので、前回同様、雨が降った場合はブルーシートかぶせたりとか、流出の対策はとらせていただきたいと思いますと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

確かですね、積算上、どうしても防止策とかその辺が必要なときはあると思うんですけれども、隣が海ですから、何かあったら組合長に思いっきり怒られると思いますので、その辺は重々ですね、施工者としてその辺は企業努力でやっていかないといけない部分がありますので、その辺は遠慮しないでどんどん施工者のほうに言って、しっかり守っていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 工事請負契約について（平成25年度座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 工事請負契約について（平成25年度座間味村歴史文

化・健康づくり拠点整備工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第60号 平成25年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

歳入の部で2点ほどやりたいと思います。7ページでございますけれども、公営住宅の交付金が970万円減になっております。これはどうして減になったのか、これが1点でございます。

次に8ページでございます。他会計繰入金補正増と書いて、括弧して船舶と入れるというのが本当だと思うんですが、これは1,800万円も一般に入れているが、これは剰余金なのか、国の検査が終わって、これが余って剰余金なのか、この2点ほどお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

歳入7ページ、歳入、土木費県補助金、公営住宅の970万円の減なんですけど、実はこれ当初予算で県補助金として5,600万円計上しておりましたが、ヒアリング等で、この中で特例加算というのがありまして、これは特殊基礎とかエレベーターとか、ピロティ、屋上の遊園、それから特殊野外附帯工事でテレビの線の引き込み、それから給水施設とか、あるいは居住対策、そういう特例加算というのがあるんですけど、積算の際にこの特例加算の削除がありましたので、それを見直しをして、結局最終的には県からの補助として4,630万円に決定しましたので、当初予算との差額分の970万円を減額にしております。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

こちら一般への繰り入れ2,840万8,000円なんですけれども、平成25年度の補助金として県から3,066万円ほど入ってきていますので、それは一般のほうにお返しするという形でさせていただいております。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

公営住宅の970万円の減でございますけれども、平成25年度予算に村営住宅、阿佐のほうにつくるといことになっておりますが、その予算につきましては、関係あるのかないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

予算とは関係ありません。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

わかりました。

それから船舶でございますけれども、3,000万円の、平成22年度の入ってくるということであるんですけども、私は船舶特会のほうは、どこの特会でも同じですけども、一般からの繰り出しが多いんで

すね。だからどうして一般に、本当に入れなければいいのに、一般から要望があつてこうやったのか。ちょっと残しておけばよかったなと思うんですが、それが入ってもまた一般から出る可能性があるんですね、船舶の場合は。だからなぜ入れる、これだけちょっと聞きたいですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今回この補助金が平成25年度に入ってくるんですけれども、今回、平成25年度の監査が終わった時点で、平成26年度として黒字が見込めています。それと後、平成26年にも内示が2,600万円ほどあるんですよ。そういうので、赤字一般から、この二、三年繰り入れしなくて済むという、ある一定線がわかりましたので、財政と調整して、できるだけ一般のほうに必要な部分として返していただくこととしています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

私が強く言いたいのは、今よく一般会計予算において、毎年13億円の予算のうちから約1億何千万円ぐらい余って剰余金がでているんですよ。だから一般には金というのは入れなくてもやっていけるんじゃないかと思うんですね。帳簿上どうかかわからない、あなた方交付税やったと思うんですが、船舶というのは今から、一般から、もしまた繰り出しがあった場合、承認やらないかもわからないんですよ。だからこういうところは貯めていたほうがいいんじゃないかとも思うわけです。必ず一般で入れなくても、一般は毎年1億何千万円も黒字で出しているんですよ。だからこういったものもう少し慎重にやってもらいたい、このように思います。これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

9ページ、歳出、企画費のほうです。680万円、国立公園化に伴うさまざまな経費だと思いましたが、詳しくお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

9ページの企画費の国立公園に伴う補正予算でございますが、まず報償費についてなんですけれども、これは国立公園に伴って記念切手を発行することになりましたので、これは沖縄本島での式典祝賀会の記念として準備したいということで、切手200枚、1シート900円の18万円計上しております。あとは島のイベントの講師の報償費として15万6,000円。それから旅費につきましては、まず細節4の国立公園で34万8,000円、これは式典参加のための関係者の1泊2日の旅費として計上しております。それから審議会ですね、これが東京のほうであります、これは村長と担当が参加しますので、その辺の旅費として計上しております。それから費用弁償につきましては、式典祝賀会の舞台余興として島のほうからも琉舞メンバー、歴代のメンバーが参加しますので、その計上旅費として参加しています。それから事業費179万6,000円ですが、これは企画消耗品として6万6,000円、これは先ほど話した記念切手の収納ファイルとして計上しております。それからポスターの47万7,000円、これは指定前のポスターとして約100枚製作予定、そして指定された後に3,000万円、それからのぼりも今つくろうということで

その分で計上しております。それから食料費につきまして、これは実は沖縄本島での祝賀会については、座間味村と渡嘉敷村、両村での主催となっておりますので、それにかかる食料費として計上しております。それとあとの島でのイベントの祝賀会の食料です。これ合わせて125万3,000円となっております。役務費のほうなんですけれども、通信運搬費45万円、これは切手を役場のほうでも一応購入しておいて、今後、国立公園としてのピーアールにもできますし、またお土産として渡すことでまたピーアールもできるといことで、役場のほう、全部切手を購入するというので計上しております。次に手数料の77万5,000円、これは島で開催するイベントの際の用船料とか、ステージ、音響とか、あるいは航空写真とか、そういうものを入れております。あと保険料につきましては、島でのイベントの際にモニターツアーということで、ホエールウォッチング等も予定しておりますので、その保険料として計上しております。あと広告料というのは、新聞等の広告料として50万円計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。ありがとうございます。式典の日程ですね、決まっているのであれば日程、あと本当側であればどこで予定しているのか、あと座間味であればどちらにあるのか、あとわかる範囲、決まっている範囲で構いません。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

式典につきましては、来年、平成26年3月8日土曜日にとまりんのほうで式典を予定しております。翌日9日か10日に島のほうでモニターツアー及び式典、祝賀会等を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

とまりんの方は、ターミナルの中で式典をするのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

すみません、訂正です。式典と記念行事は自治会館のほうで開催して、祝賀会につきましてはとまりんアーバンのほうで行う予定です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。大勢の方々が、いらっしゃると思いますので、ぜひ大々的に宣伝し、しっかりと成功するようお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

私のほうもちょうど9ページの企画費のほうなんです、国立公園にとまる、ほとんど式典の費用になるんですけども、記念品がございますが、記念品は切手ということで今説明がありましたけれども、これは式典に出席する方々の、招待客に対する記念品ということの説明だったんですけども、これは私も要望なんです、地域住民に対してその辺の何か簡単な記念品とか、例えばタオルをつくって、平成何年何月何日にこの地区が国立公園に設定されましたという形で、タオルにでも何か入れて、地域住民にもちょっと何か欲しいなというふうには私は思うんですよ。私らも一応、観光業をやっている立場で、こういうものがやっぱり待合所とか食堂とかぱっと書いてありましたら、結構観光のピーアールにもなると思いますし、その点をちょっとぜひ考えていただきたいなという私の要望なんです、その点いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ありがとうございます。確かに地域の方も何らかの記念があれば、いつまでも残ると思いますので、その辺は企画のほうと調整しながら、ぜひこれが準備できるよう検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

少々、予算のほうがかかるとは思いますが、ぜひ頑張って、地域住民に喜んでいただけるためにも、ぜひ組んでいただけたらと思います。

あと1点、広報料のほうに、役務費の広告料ですね、50万円ほど組まれているんですけども、この辺はどのような広告の内容で、新聞とかテレビ、いろいろあると思いますが、内容的にはどんなふうな形のもので。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず広告料として、これは新聞等の広告料として50万円計上していますけれども、今、どういうふうに広告するかというのは、企画のほうと調整しているところです。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。まだ内容的には決まっていないということで、わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私からは3点ほど、まず今の国立公園の祝賀会と記念行事について、いろいろ予算づけされていますけれども、今聞いた限りでは3月9日、10日あたり、モニターツアーを予定しているということなので、それまでに眼下にある廃材が片づけられれば良いなと思っております。

9ページ、先ほど国立公園に関するいろいろ補正が、説明がありました、その中に1つ紛れて、旅費の一

般の高額な旅費の補正があります。これの説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

先週の全体協議会でもお話いたしました。実は茨城県のかすみがうら市というところが友好提携を結ばないかというお話がございまして、先日、市長を初め、教育長の一行の方がこちらのほうに、11月にお見えになった経緯がございまして、今後の提携については、具体的にはまだ決まってははいないんですが、1つの中には観光として、高校の修学旅行の誘致等も視野に入れて、今回、視察のほうを行ってまいろうと思っております。それ以外に、神戸のほうの須磨水族館なんです。東京のほうでただいましながわ水族館のクジラの展示を行っております。それと同じような形で、神戸の須磨水族館にも展示ができないかということで話し合いに行くことの旅費のほうに加わらせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

茨城県かすみがうら市から友好提携することができないかというニュアンスなんですけれども、国立公園になれば、確かにたくさんの恋人探しが来ると思います、これぐらいの景観があればですね。それで茨城県のかすみがうら市がどんなところかわからないんですけれども、否定してはいないんですよ、慎重に友好都市については進めていただきたい。私たちの、先ほども中学生が傍聴していましたが、どういった村の理念があって、どんな共通性がある、これからどういったふうに両村が友好的に発展していくかということも含めて、前回の全体協議会においてはJAXAがあるから、子供にとっては宇宙は夢だからということもありましたけれども、それよりは、宇宙よりも前に地球を知らないといけないですね、広く言えば、海外でもいいんじゃないかなと。私たちの子供たちは夏休みにホームステイで海外に送っております。そういったところも友好都市だったら、またさらに受け入れ、そして子供の学習交換ができるんじゃないかなということも含めて、国内、海外も含めて、いろんな視点から、いろんなメリットを呼び出せるようなことで姉妹都市、姉妹村の締結には慎重を期していただきたいと思います。これについてはそういうことでお願いします。慎重を期してください。

そしてもう1つ、同じ9ページの工事請負費、EVバス充電用スタンド設置工事、これも主には聞いているんですけれども、詳しく説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

このEVバス充電用スタンドなんですけれども、実は今回工事はスタンドだけなんですけれども、充電用の、県が2年間実証事業した電気バス、それを譲り受けることになりましたので、座間味村のほうで、これは無償でですね。無償なんですけれども、ただ充電用のスタンドは設置しないといけないということで、県のほうからこの充電用スタンドも含めてバスを譲り受けることになっております。その設置費用についてなんですけれども、金額は65万1,000円なんですけれども、引き込みの開閉基盤が大体27万円ぐらい、多くとっております。あともろもろ工事代、電設の資材、そういう工事になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

このバスは何に使うんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今現在、村の事業で定期バスを運行していますが、座間味島内の。これは夏場お客さんが多いときに乗れない場合が多々あるので、実際いただけるというので、定期運送の交互の運転ということで計画しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

無償で譲っていただいたバスを有償バスに使ってもいいという条件なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

いえ、特に条件ではないんですけれども、村のほうで地域の活性化でこういうバス運行の事業をしているということで、じゃあそれに利用していただけるならということで、最低2年間は利用してくださいということにいただくことになっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

せっかくいただいたものでしたら、またEVバスが来るということで、これも省エネ、そして村のピーアールにうまく使え、つなげればいいと思います。

最後に最後のページ、これは総務課長に説明いただいたんですけども、ホエールネットネクスト事業、これも前回場所が少しわかりづらかったということで地図の提案をいただきました。もう一度、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

実は今回の工事のものですが、全島Wi-Fi化という目的で予算のほうをのせていただいております。現在、防災柱が12立っております。今回の予算で大浜のほうにもう1つ柱を立てることになっておりまして、その12カ所におきまして、Wi-Fiの機会を抛出するというので考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この図で説明すると、私の解釈なんですけれども、赤い斜線のエリアがありますよね。これがWi-Fiを利用できる範囲なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

はい、そうです。この半円のほうがWi-Fiが利用できる角度になっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

先日、久米島が全島Wi-Fi可能ということで大きく新聞、テレビで報道されていました。あの久米島のWi-Fiと、このWi-Fiとどういうふうな違い、もしくは同じなんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、久米島のほうのWi-Fi化は聞いておりますが、同じかどうかはちょっと確認しておりません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

ちなみに先ほどから話に出ているとまりん、とまりんで那覇市のWi-Fiを拾ったことがありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、拾ったことはございません。ただ話は聞いております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

聞いた限りでそれぞれの自治体がやるWi-Fiはこうだと思うのをイメージしたんですけれども、とまりんでいろんな無線のアクセスポイントがあるんですね、とまりんだけでも。その中にNAHACityというのがあるんですよ。それを拾ってくると、完全にプラットフォームができ上がっているんですよ、そこから入っていくんですね、何かYahoo！（ヤフー）とかが先に来ないんです。那覇市のWi-Fiのプラットフォームに入ってきて、そこから入っていくんですけれども、うちのものが、例えばWi-Fiだったら今、港の待合所でもできますよね、無線がとれます。あれはほとんどフリーなので、そのまま自分のパソコンにセッティングしたホームページ、いわゆるYahoo! だろうが、Google（グーグル）にそのままストレートに入れるんですけれども、今言う、那覇市でのとまりんのスポットは那覇市のプラットフォームに入るんですよ、これはそんなものかなと聞きたいんです。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、那覇市のほうは今、観光の情報に飛んでいくというお話だったんですけれども、本村のはそのような形ではございません。今、観光案内所でやっているWi-Fiのような形で考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

今、うちも無線をつけようとしているんですけれども、家庭で。村内にはそれぞれの事業所とか、公共的にはターミナル、ちなみに漁協も既に無線が入っていますね。だから漁協のアクセスポイントをとれば、隣

のガジュマルの下でもできるんですよ。そういうことであっちこっちに今、網羅されているんですね。そういった網羅されている機能と同じようなものを村がつける必要はあるのか。相当重複していますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

確かに無線ルーターを設置している箇所では、範囲が狭いんですが、開くことはできます。ただ、パスワードで制限されていれば入り込めないのではないかと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどから聞いているのはそこなんです。那覇市のものはパスワード設定しないで、那覇市のWi-Fi用のプラットフォームに入ってくるんです、一度とまりんでやってくださいね、上でコーヒー飲みながらでも。NAHACityというアクセスポイントがあるのでそれに入ってみてください。そしてもっとわかりやすいのは、それぞれ都会に出たときにホテルにチェックインしますよね。ホテルのルーターがありますよね、そこにやるとホテルのプラットフォームにいきますよね。わかりますか、意味。ホテルというのは部屋に入って、線をとって、インターネット立ち上げると、ホテルの「ようこそ何々ホテルへ」から入ってくるんですよ。それはホテルが管理しているんですね。それを那覇市が、那覇市のWi-Fiは那覇市のWi-Fi用のプラットフォームに1回行くんですよ。さっきから言っているように、いきなりYahoo! だろうが、Googleに行かないで、そこを介していますよということがわかるんです。そこで今のは、それぞれがやっているのはそんなことない、セキュリティは打ちますけれども、それが自治体がやるものじゃないか、いわゆる施設がやるものじゃないか、公的にやるものじゃないかと思うんですけども、それを聞いているんです。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、今おっしゃることよくわかりました。ありがとうございます。その件に関しまして、今後、本当でしたら、あすですね、行程会議があるはずでございました。ちょっと天候の都合で行程会議が延期になるかと思いますが、今伺いましたことをもう一度、再構築したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いずれにしても村民が使うよりも観光客、そして災害用と思われるんですね。そして村民もおじい、おばあが使うわけじゃないし、だからどこまでこれは村民サービスになるかわからないんですけども、主には観光客用だと思います。そこで大切な情報が漏れたら困るので、村がやるのでしたらセキュリティ対策しっかりやって、うまく活用されるといいと思います。那覇市はたくさんスポットがあるんですね、それに1回入ってみて、体験してみてください。セキュリティがしっかりされていると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

11ページでございますが、こちらのほうに無線の補助金が64万円あるんですけども、これは漁業組

合のものですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

水産振興費の負担金、補助金、無線設置補助金64万円について説明します。これは座間味漁協より25ワット無線設置に対する支援ができないか要望がありました。座間味漁協としては設置について、これまで県に何度か要望して補助金があったようなんですが、要望どおりの補助ではなかったということで、村に支援の要望がありましたので、村としても組合員の遠方操業者が安心して操業ができるよう、また水産振興にもつながるものとして今支援を考えています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

このシステムでございますけれども、今みたいに組合の中に入るのか、それとも漁業やっている人なのか、範囲が多くなるのか。というのは、この意味ですね、組合長がいるからあれがわかると思う、自分の有利なようにしゃべると思うんですが、とにかく…、休憩して。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

なぜかと言うと、今、新年度予算が今だったら一括交付金で組合に流れているお金というのは、何千万円か流れていますので、非常に莫大なものですから、何かなと思ってやったら、非常にいいように働くみたいですので、これで終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

先ほどのW i - F i ですけども、これは実際いつごろから共用開始予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

工期のほうですね、3月中にはということになっておりますが、先ほどからお話がございます国立公園化に向けて、できればW i - F i の環境を整えたいということで急がせているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

これはフリースポットの状況ですよ、セキュリティーなしの新接続という。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

その辺に関しましては、今のところまだ決定しておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成25年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 平成25年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第61号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

進行ですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第62号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

簡水の補正について伺います。ページ、最後なんですけれども、これは海淡の光熱水費、それから薬品費、多分これは時間外手当も海淡というか、夜間断水についてのバブルの開閉等の手当ですよ。例えば海淡を利用して、海淡を建設して、水道料金にはいわゆるフリーになることは考えていないというようなことで、村長以前にはおっしゃっていました。実際に座間味の島の水道が水不足、海淡が稼働している。ところが一般財源を使って、いわゆる公費を使って今言うような補てんをしているというのは水道料金を上げると、水道料金は村一円なので、阿嘉、慶留間の人たちも反映するんですよ。ところがこういった形で補正をするイコール、村民全員に影響が出ていると、解釈の次第ではですね、そういったことについてどう思うのか。

そしてもう1つ、今、夜間断水していますけれども、その節水効果というのが、もちろん観光の島ということで事業所のためにいろいろ手当てをしていると思うんですけれども、実際に、屋上のタンクがあるなし、ないところは全然、ダメージが大きいんですね。そしてそのないところイコール、観光に関係ないところ、おじい、おばあがいるところじゃないかなと思うんですね。こういったところの検証が、現在、夜間断水をしながらか、今回ここに海淡の補正をしながらどういうふうに検証されているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず財源のほうの話させていただきますが、確かに今回、断水をさせてしまったことよっての海水淡水化の稼働ということでのランニングコストが大幅にふえているという部分は現実問題としてございます。今回この繰入金に関しましては、過去にいただいているセルラーからの基金、渇水対策基金をまず活用させていただいているということで、村民の皆様からの御負担をいただかないような環境を、まず今のところはつくっていますということが1つと、将来的には何度も繰り返させていただきますが、水道の広域化の中で沖縄県民といいますか、沖縄本島と同じような料金体系を実現すべく、今、頑張っているところであります。それまでの間はこういう形が続くかと思いますが、できるだけ、まず断水させないようにすること、そういう状況になっても渇水基金等を活用する、あるいは県の補助金を活用して、できるだけ村民に負担を強くないような環境をつくる、この2点についてしっかりとやっていきたいと思っている次第でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

あと今の夜間断水を含めて、節水の効果がどれぐらいあるのか、そして夜間断水しても全然水がたまらない、屋上のタンクを設置している場所があります。もちろん、民宿等、お客さんが入っているのはそれはとめてはいけないと思います。とまらないように、自分の事業所で工夫していると思うんですけれども、果たして、夜間断水してどれぐらいの節水効果が、タンクだけで補われているんじゃないのかということと、タンクを設置していない、夜間断水によつて本当に、デリケートに水がとまってしまう。何時間しか水が出ないよという人たち、観光と遠い人たち、おじい、おばあたちに影響が出ていると思うんですよ、夜間断水は。その、タンクが普及されている比率、夜間断水を行うことによつてどれぐらいの節水効果があるのか、ダメージがあるのかみたいなことが検証されているのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの御質疑なんですけれども、漠然として、数字的にはまだとらえておりません。ただ、この夜間断水を始めたきっかけとして、島の皆様に節水の意味をできるだけ植えつけるようにということで、できるだけ影響のないように夜間9時から翌日朝7時までという時間帯でやっているんですけれども、効果については、実際、去年よりも水の使う量が多くて、どれぐらいの節水があったのかというのがはっきり数字ではあわせない状態にあります。それとタンクを持っていないところなんですけれども、実際、何軒あるかというのは申しわけありませんけれども、把握しておりません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

9年ぐらい前でしたか、ずっと夜間断水が続いて、隔日給水がありました。そのときと比較して節水の意味というのがかなり違うと思うんですよ。というのは、断水はないと思う人たちも多いんです。節水意識が薄れているんですね、あれができたから。ところが今回、あのとき以上に大地の水がかれているのかわからないんですけれども、あれもありながら夜間断水もしている。だから水のありがたさイコール節水の意味が前回よりもないんじゃないかなというのが聞きたいんです。ここに補正が上がっている以上、これが本当に節水効果があるのか、意識があるのかどうか。課長がさっき夜間断水をしたのは節水の意味を高めるためと言っていたけれども、私は意識は、事業所に対しても意識はほとんど、どうかなと。前回の渇水時期に比較しても、もうほとんどないんじゃないかなと思うぐらいです。これが海淡を設置したありがたみというか、余りにも頼ってしまって、ところが今回、海淡を運転させても足りないんですから、大変なことなんですね、本当はね。前回以上に大ピンチなんです。そのピンチが伝わっているかどうかはわかりません。そういうものをもう1回検証して、本当に大変ですよ、事業所も含めて。一番使うのは事業所です。そしてタンクがないところには本当に大きな打撃を与えられているのを、ぜひこの理解を含めるような意識づくりをお願いします。以上でもう、補正については終わります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ちなみに現時点での、ダム貯水率は何パーセントですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいま座間味ダムのほうで、きょう現在55.5%、阿嘉ウタハ堰が91.7%ぐらいまで上がっています。これで先ほどの節水効果になるかどうかわかりませんが、ずっと維持しております。これが効果になるのではないかと、数字にはちょっとあわせないですけれども、以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

去る9月で、たしか12月のこの時期ごろで隔日断水に入るんじゃないかと、40%を切ったらという話も聞いていましたので、大変心配をしておりました。2機目の海淡の導入に関してはどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

当初、12月で据えつけて稼働予定だったんですけども、この12月に入ってからの天気がすごく悪くて、きのう搬入の予定が、結局船の都合もあって、大型トラックを2台積まないといかなかったんですけども、結局そのおかげでまた四、五日延びてしまって、来週の初めぐらいまで延びてしまいました。それで業者に確認いたしたんですけども、年内に納めるのがちょっと厳しくなるかもしれないですということです。できるだけ年内に納めさせるように頑張りたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

先ほど大城議員からも話がありましたように、やはり村内の、全体からしたら観光業者の割合が12%しかない。その中で55%の水を、その12%の観光業者が利用しているという現状がありますので、しっかりとタンクのない、観光に携わっていない人たちにも、不公平感の是正じゃないですけども、しっかりと均等に分け与えられるように、やはり海淡というのは重要になると思いますが、しっかりとそこを入れてですね、水の供給をまずは行っていただきたいと思います。もちろん継続して節水のほうもしっかりとですけども、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まだ夜間断水が続いているというのは考えてもみななかった話なんですけど、現在また55%しかない。課長、今、大城議員から質疑があったときに、どれぐらい使われているか把握できていないとありましたけれども、要するにどのぐらい効果が、節水効果があったか把握できていないということを言っていましたけれども、皆さん、座間味は毎月、毎月メーター検針はやらないんですか。メーター検針をやっていれば、先月、今月、来月と統計とれるはずなんです。だからそういうものもやって、でも夏と冬とは違うということ、意識を高めるというのがありましたけれども、今現在、海淡やっても、あれは1日100トンですよ、2つになっても200トンと。でも真夏に使うのは400トンと、とてもじゃないが間に合いませんということとでちゃんと、実はつくる水の2倍ぐらい使っている。だからどうしても間に合わないんだと。結局、それをつくるためにも電気料がすごいんだと、さっき彼も言ったように、一般財源からの繰り入れもあり得るんだということが、それを知ったら、確かに村長は基金のほうからという話もありましたけれども、でもそれをほかの人たちが知ったら、観光関係していない人、あと阿嘉、慶留間の人には住民税払わないよという騒動が起きかねませんよ、これは。はっきり言いますとね。だから徹底して、できれば海水淡水化装置はあるけれども、動かさないで済むというぐらいの意識を徹底させていかないと、隔日断水に入ってきたら、また観光客も減ってきますよ、水のないところへ行ってもしょうがないということが起きたら余計大変なことになりますからね。そうならないようにということで、海水淡水化の予算を私たちもオーケーしたわけですから。でも節水ということと水を供給するというのでは意味が違いますよ。切らさないようにするのはこの責務ではあるけれども、使う側はどうしても節水の意識を持ってもらわないと、だって、たくさん使ったら水道料金がたくさん出ますよ。水が足りないから機械を動かせば電気料上がりますから、ただでさえ赤字の水道事業ですからね、一般財源からいきますから、その分だけ負担がふえますよ。そういうこともちゃんと宣伝しながら、だから節水しましょうというふうにして持っていけないと、しょっちゅう補正ばかり組んでいてもいけませんよ、これ。はっきり言いますけれども。海水淡水化の補正も電気料がかかりましたというものは話にならないということです。だからできれば動かさないような、あれを早目早目にやってください。

以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第62号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第63号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第63号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成25年第4回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後3時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 弘 昭

署名議員 宮 里 清之助